

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

貸付金債権の評価 — 同族会社に対する貸付金の回収可能性 —



依田 孝子【大森】

はじめに

被相続人の同族会社に対する貸付金債権の評価は、その会社が債務超過で実際に全額回収が難しいような場合でも、財産評価基本通達（評価通達）204《貸付金債権の評価》に基づき、元本価額等で評価されるようです。今回は、評価通達205《貸付金債権等の元本価額の範囲》に定める「その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」に該当するか否かが争われた判決をご紹介します。

1. 相続開始後に解散をした場合

令3. 10. 22青森地裁
（棄却）（控訴）Z271－13620

< 事案の概要 >

この事案は、被相続人亡甲を相続した原告が、相続財産のうち株式会社A社に対する貸金返還請求権（本件貸付金債権）については、評価通達205の定めにより時価が0円となることを前提にして相続税の申告をしたところ、処分行政庁が、評価通達204の定めに基づき同請求権の時価を相続開始時の残額（3億7,029万5,000円）で評価した上で、更正処分等を行ったことから、その取消しを求めて争われたものです。

なお、A社は、平成28年12月30日に営業を休止し、平成30年12月に解散し、令和元年6月に清算が終了しています。

< 裁判所の判断 >

青森地裁では、次のとおり判断し、原告の請求を棄却しました。

① 相続開始時において、A社が破産手続開始決定等を受けていたという事実はない以上、A社に、評価通達205(1)イないしホのいずれに該当する事由がないことは明らかである。

② また、原告は、相続開始時よりも前の平成28年10月5日に同年12月30日をもってA社を休業する旨の取締役会決議がなされた旨主張しているが、そ

の決議は、同年12月30日をもって休業するというものにすぎず、A社は、相続開始時において、現に事業を継続していたものであるから、A社が、相続開始時において、「業況不振のため又はその営む事業について重大な損失を受けたため、その事業を廃止し又は6ヶ月以上休業して」いたものということができないのは明らかであり、評価通達205(1)へに該当する事由もない。

③ 評価通達205柱書の「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれる」とは、同(1)ないし(3)と同程度に、債務者が経済的に破綻していることが客観的に明白であり、そのため債権回収が不可能又は著しく困難であると確実に認められる場合をいうものと解するのが相当である。

④ 平成24年3月期以降相続開始時が属する平成29年3月期まで、A社は、亡甲から債務免除を受けているにもかかわらず、毎期2億円以上の債務超過となっており、平成26年3月期以外は毎期損失を計上しているから、決して経営状態が良好であったということとはできないが、A社の負債の大半は、代表者であった亡甲のA社に対する本件貸付金債権が占めており、これ以外に金融機関等からの長期借入金はなかったところ、相続開始時に至るまで、A社が本件貸付金債権等の負債の返済を怠り、期限の利益を喪失していたなどの事情はなかった。

⑤ A社の負債や収支等の状況からすれば、A社が、相続開始時において、直ちに支払不能に陥るなどして事業継続が不可能となることが確実な状況にあったとはいえないのであって、実際に、A社は、相続開始時以降約2か月間にわたって、ホテル等への宿泊等を受け付けるなどして事業を継続し、この間、資金繰りが行き詰るなどして評価通達205(1)に定めるいずれかの事由が生じたわけではなく、倒産手続を利用せずに清算終了に至っていることからしても、A社が、相続開始時において経済的に破綻していたとまではいえないことが十分裏付けられる。

⑥ したがって、本件貸付金債権について、評価通達205柱書の「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれる」事由があるということとはできない。

⑦ よって、相続開始時における本件貸付金債権の評価に当たって、評価通達204を適用し、その時価額を3億7,029万5,000円と評価したことは適法である。

2. 事業が継続している場合

令3. 1. 13大阪地裁
（棄却）（控訴）Z271－13503

< 事案の概要 >

この事案は、被相続人の子である原告が、被相続人が代表者を務めていた有限会社B社に対する被相続人の貸付金債権（本件貸付金債権）について、課税価格の計算の際に計上することなく相続税の申告をしたところ、処分行政庁から、本件貸付金債権2,205万4,347円が相続税に係る課税価格に含まれるとして、相続税の更正処分等を受けたことから、その取消しを求めて争われたものです。

< 裁判所の判断 >

大阪地裁では、次のとおり判断し、原告の請求を棄却しました。

① 評価通達204及び205が、貸付金債権について、原則として額面評価とし、その履行を期待し得ない客観的かつ明白な事由がある場合に限って元本価額に算入しないとするには、一般的な合理性がある。

② B社は、平成23年3月期から相続の開始日を含む平成27年3月期まで債務超過状態であり、同期間のうち平成27年3月期を除いた事業年度では、約40万円から220万円の経常損失を計上していることが認められる。

③ しかし、B社は、この間、従業員数名で遊漁船業及び旅館業を継続しており、平成27年5月に旅館業における飲食業を廃業しつつも現在に至るまで事業活動を継続していること、平成23年3月期から平成27年3月期のB社の

負債の97%以上を占めている本件貸付金債権の債権者は、被相続人の死亡によりB社の唯一の取締役となった原告であったこと、本件貸付金債権には弁済期や利息の定めはなかったこと、相続の開始直後の、原告のB社に対する10万円の貸付けをはじめ、相続の開始前後において、被相続人及び原告とB社との間で追加の貸付けや返済が繰り返行われていたことが認められる。

④ そうすると、B社は、相続の開始時において債務超過の状態が継続していたとはいえ、負債の大部分を占める本件貸付金債権に係る債務について直ちに強制執行を受けることにより、あるいは利息の支払により、運転資金を欠く可能性がある状況であったとは認められない。また、金融機関からの借入れや、その返済が滞っていたなどの事情も見当たらない。

⑤ 以上に照らせば、相続の開始時において、B社が経済的に破綻していることが客観的に明白といい得る状況にあったと認めることはできない。

⑥ したがって、本件貸付金債権について、「その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」に当たるとは認められない。

⑦ よって、本件貸付金債権の時価は、元本の価額である2,205万4,347円と認められる。

おわりに

上記の判決を不服として、納税者は控訴しましたが、いずれも控訴棄却になっています。

TAINSで、上記の判決を検索する場合は、検索トップ画面〔詳細検索〕⇒〔TAINSキーワード〕欄に、「貸付金債権」、「回収不能」、「著しく困難」などの検索ワードを入力します。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、ホームページ上にあるお問い合わせフォームもしくはメール<info@tains.or.jp>にてお問い合わせください。

会計事務所の
システムなら

MJS

ミロク情報サービス

特長1 会計事務所向けERPで、顧問先情報の一元管理を実現。会計事務所の機動力を強化。

特長2 各種システムの連携で顧問先の早期決算を実現。自計化も支援。

特長3 全国対応！安心して導入・運用できる環境や業務効率化の実現をワンストップで提供。



MJS 株式会社ミロク情報サービス

MJS 会計事務所向け

検索